

2022年3月15日

各 位

北海道旭川市4条通8丁目
旭川信用金庫

各種預金規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、2022年4月1日より各種預金規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定する規定および改定の内容をお知らせいたします。

記

1. 改定する規定は下記のとおりです。

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 定期性総合口座規定
- (4) 普通預金規定
- (5) 貯蓄預金規定
- (6) 納税準備預金規定
- (7) 定期預金共通規定
- (8) 通知預金規定
- (9) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
- (10) 積金ファンド定期預金規定
- (11) 財産形成期日指定定期預金規定
- (12) 財産形成住宅預金規定
- (13) 財産形成年金預金規定
- (14) 財産形成積立定期預金規定
- (15) 譲渡性預金規定

2. 主な改定の内容は下記のとおりです。

- (1) 当金庫が定める一定の条件を満たした場合は、払戻請求書および諸届その他の書類への届け出の印章の押印を不要とする取り扱いを開始いたします。取り扱いの開始にともない、当金庫の免責事項についての記載を追加いたします。

定期性総合口座規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
7.（預金等の払い戻し等） (1) 普通預金の払い戻しまたはこの定期預金等の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章（ <u>削除</u> ）により記名押印（ <u>削除</u> ）して、この通帳とともに提出するか、 <u>その他当金庫所定の手続きを</u> してください。なお、定期積金を解約するときは定期積金掛込帳（以下「掛込帳」という。）も提出してください。	7.（預金等の払い戻し等） (1) 普通預金の払い戻しまたはこの定期預金等の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章（ <u>または署名・暗証</u> ）により記名押印（ <u>または署名・暗証記入</u> ）して、この通帳とともに提出（ <u>追加</u> ）してください。なお、定期積金を解約するときは定期積金掛込帳（以下「掛込帳」という。）も提出してください。

変更後	変更前
<p>(2)～(4)(省略) 8.～11.(省略) 12.(印鑑照合等)</p> <p>(1)この取引において<u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届け出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、<u>本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いました</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、<u>当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 22 条により補てんを請求することができます。</p> <p>13.～21.(省略) 22.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 12 条第 1 項および第 2 項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p>	<p>(2)～(4)(省略) 8.～11.(省略) 12.(印鑑照合等)</p> <p>(追加)この取引において<u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届け出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)なお、<u>預金者(個人のお客さまに限ります。)</u>は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 22 条により補てんを請求することができます。</p> <p>13.～21.(省略) 22.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 12 条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p>

改定する規定は下記のとおりです。

当座勘定規定	納税準備預金規定
当座勘定規定 (専用約束手形口用)	定期預金共通規定
定期性総合口座規定	通知預金規定
普通預金規定	定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
貯蓄預金規定	譲渡性預金規定

(2)「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」(金融庁)をふまえ、当金庫においても日本国籍を保有せずに本邦に居住するお客さまについては、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫へ届け出ていただきます。

定期性総合口座規定 (これ以外の規定も同様に改定します)

変更後	変更前
<p>15.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、<u>在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>15.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)一部</u>を制限する場合があります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>

改定する規定は下記のとおりです。

当座勘定規定	通知預金規定
当座勘定規定 (専用約束手形口用)	定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
定期性総合口座規定	財産形成期日指定定期預金規定
普通預金規定	財産形成住宅預金規定
貯蓄預金規定	財産形成年金預金規定
納税準備預金規定	財産形成積立定期預金規定
定期預金共通規定	譲渡性預金規定

(3) 未利用口座管理手数料の取り扱いを開始いたします。2年以上口座残高の異動がなく、口座残高が10,000円未満のお口座については、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

※上記に該当するお口座であっても、当金庫が定める一定の条件を満たした場合は、手数料のお支払いを免除させていただく場合があります。

定期性総合口座規定 (これ以外の規定も同様に改定します)

変更後	変更前
<p>23. (未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座の範囲</p> <p>① 預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)が 2 年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</p> <p>② 前号の口座のうち、通帳および届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。</p> <p>(2)未利用口座管理手数料</p> <p>① 口座が未利用口座に該当する場合は、第 2 号から第 7 号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>② 未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</p> <p>③ 前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>④ 前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。</p> <p>⑤ 前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。</p> <p>⑥ 前号により解約した口座の再利用はできません。</p> <p>⑦ 第 3 号にかかわらず、第 1 項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第 2 号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</p> <p>ア. 未利用口座の残高が 10,000 円以上の場合。</p> <p>イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</p> <p>ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p>	(追加)

改定する規定は下記のとおりです。

当座勘定規定	普通預金規定
当座勘定規定 (専用約束手形口用)	貯蓄預金規定
定期性総合口座規定	納税準備預金規定

(4) 証書式の預金を解約する際には、証書裏面にある所定の欄への記名押印が必要でしたが、当金庫が認めた場合においては、記名押印した払戻請求書を証書とともに提出することで、証書裏面にある所定の欄への記名押印を不要とします。

定期預金共通規定 (これ以外の規定も同様に改定します)

変更後	変更前
<p>6.(預金の解約、書換継続)</p> <p>(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前(定額複利預金の場合は預入日または継続日の 6 か月後の応当日前)の解約はできません。</p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。</p> <p>① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p>	<p>6.(預金の解約、書換継続)</p> <p>(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前(定額複利預金の場合は預入日または継続日の 6 か月後の応当日前)の解約はできません。</p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。</p> <p>① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出(追加)してください。</p> <p>② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出(追加)してください。</p>

変更後	変更前
<p><u>③ 証書によるものであっても、当金庫が認めたときには、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの証書とともに提出することにより、第 2 号に定める記名押印を省略することができます</u></p> <p>(3)～(7)(省略)</p>	<p>(追加)</p> <p>(3)～(7)(省略)</p>
改定する規定は下記のとおりです。	
定期預金共通規定	定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
通知預金規定	譲渡性預金規定

(5) 当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事由がある場合の、当金庫にて預金を解約する際の取り扱いについて記載を追加いたします。

定期預金共通規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>6.(預金の解約、書換継続)</p> <p>(1)～(7)(省略)</p> <p><u>(8)第 5 項および第 6 項に該当しない場合であっても、当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。その場合は、次の手続きによるものとします。</u></p> <p><u>① 当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。</u></p> <p><u>② 当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p><u>③ 前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</u></p> <p><u>④ 解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、証書によるものは証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出し、通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p>	<p>6.(預金の解約、書換継続)</p> <p>(1)～(7)(省略)</p> <p>(追加)</p>
改定する規定は下記のとおりです。	
定期預金共通規定	財産形成住宅預金規定
定期積金・積金ファンド定期積金共通規定	財産形成年金預金規定

財産形成期日指定定期預金規定	財産形成積立定期預金規定
----------------	--------------

※上記、「定期積金・積金ファンド定期積金共通規定」の改定に伴い、「積金ファンド定期預金規定」の関連する条文についても一部改正します。

(6) 総合口座における当座貸越については、当金庫所定の条件に合致する場合のみ利用できる旨の記載を追加いたします。

※当座貸越は、原則として18歳以上のお客さまが利用できます。18歳未満のお客さまが利用する場合は、別途所定のお手続きが必要となります。

定期性総合口座規定

変更後	変更前
<p>9.(当座貸越)</p> <p>(1)当座貸越については、当金庫所定の条件に合致する場合のみ利用することができます。</p> <p>(2)普通預金について、その残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金残高を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうえ払い戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(3)前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の預積金残高の合計額の90%(千円未満は切り捨てます。)または1,000万円のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の定期性預金・担保明細欄に表示します。</p> <p>(4)この取引の預積金には最高1,112万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、この預積金が数口ある場合には、第10条(1)①で規定する貸越利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には、預入日(継続された場合はその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。</p> <p>(5)第2項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充てます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済に充てます。</p> <p>(6)貸越金の担保となっているこの預積金について解約または(仮)差押があった場合には、その解約または(仮)差押にかかるこの預積金の全額を除外して残りの預積金につき第3項に規定する極度額を算定しなおし、第4項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。</p>	<p>9.(当座貸越) (追加)</p> <p>(1)普通預金について、その残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金残高を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうえ払い戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(2)前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の預積金残高の合計額の90%(千円未満は切り捨てます。)または1,000万円のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の定期性預金・担保明細欄に表示します。</p> <p>(3)この取引の預積金には最高1,112万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、この預積金が数口ある場合には、第10条(1)①で規定する貸越利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には、預入日(継続された場合はその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。</p> <p>(4)第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充てます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済に充てます。</p> <p>(5)貸越金の担保となっているこの預積金について解約または(仮)差押があった場合には、その解約または(仮)差押にかかるこの預積金の全額を除外して残りの預積金につき第2項に規定する極度額を算定しなおし、第3項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。</p>

改定する規定は下記のとおりです。

定期性総合口座規定

3. 改定する規定の新旧対照表は次ページ以降をご覧ください。

変更後	変更前
<p>当座勘定規定</p> <p>第1章 当座勘定規定</p> <p>第1条～第15条(省略)</p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>1.～3.(省略)</p> <p>4. <u>第1項に定める押印(約束手形および小切手への押印は除きます。)</u>は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>第17条～第23条(省略)</p> <p>第24条(取引の制限等)</p> <p>1. 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>2. <u>日本国籍を保有せず</u>に本邦に居住する預金者は、<u>在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。</u>この場合において、<u>届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3. <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>4. <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第25条～第30条(省略)</p> <p>第31条(未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>1. <u>未利用口座の範囲</u></p> <p>(1) <u>預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)</u>が2年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</p> <p>(2) <u>前号の口座のうち、届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。</u></p> <p>2. <u>未利用口座管理手数料</u></p> <p>(1) <u>口座が未利用口座に該当する場合は、第2号から第</u></p>	<p>当座勘定規定</p> <p>第1章 当座勘定規定</p> <p>第1条～第15条(省略)</p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>1.～3.(省略)</p> <p>(追加)</p> <p>第17条～第23条(省略)</p> <p>第24条(取引の制限等)</p> <p>1. 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>2. <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3. <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第25条～第30条(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>7号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2)未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</p> <p>(3)前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(4)前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。</p> <p>(5)前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとしします。</p> <p>(6)前号により解約した口座の再利用はできません。</p> <p>(7)第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</p> <p>①未利用口座の残高が10,000円以上の場合。</p> <p>②未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</p> <p>③未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>第32条(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) 1.~2.(省略)</p> <p>第33条(休眠預金等代替金に関する取り扱い) 1.~4.(省略)</p> <p>第34条(規定の変更等) 1.~2.(省略)</p> <p>第2章(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第31条(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) 1.~2.(省略)</p> <p>第32条(休眠預金等代替金に関する取り扱い) 1.~4.(省略)</p> <p>第33条(規定の変更等) 1.~2.(省略)</p> <p>第2章(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>当座勘定規定(専用約束手形口用)</p> <p>第1章 当座勘定規定(専用約束手形口用) 第1条~第13条(省略) 第14条(印鑑照合等) 1.~3.(省略)</p> <p>4.第1項に定める押印(約束手形および小切手への押印は除きます。)は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>第15条~第20条(省略) 第21条(取引の制限等) 1.当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を</p>	<p>当座勘定規定(専用約束手形口用)</p> <p>第1章 当座勘定規定(専用約束手形口用) 第1条~第13条(省略) 第14条(印鑑照合等) 1.~3.(省略)</p> <p>(追加)</p> <p>第15条~第20条(省略) 第21条(取引の制限等) 1.当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を</p>

変更後	変更前
<p>適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>2. <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3. <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>4. <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第22条～第27条(省略)</p> <p>第28条(未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>1. <u>未利用口座の範囲</u></p> <p>(1) <u>預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)</u>が2年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</p> <p>(2) <u>前号の口座のうち、届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。</u></p> <p>2. <u>未利用口座管理手数料</u></p> <p>(1) <u>口座が未利用口座に該当する場合は、第2号から第7号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>(2) <u>未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</u></p> <p>(3) <u>前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>(4) <u>前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。</u></p> <p>(5) <u>前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとしします。</u></p> <p>(6) <u>前号により解約した口座の再利用はできません。</u></p> <p>(7) <u>第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定し</u></p>	<p>適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>2. <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3. <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第22条～第27条(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p><u>た口座が次のいずれかに該当する場合は、第 2 号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</u></p> <p>① <u>未利用口座の残高が 10,000 円以上の場合。</u></p> <p>② <u>未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</u></p> <p>③ <u>未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</u></p> <p>第 29 条(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) 1.~2.(省略)</p> <p>第 30 条(休眠預金等代替金に関する取り扱い) 1.~4.(省略)</p> <p>第 31 条(規定の変更等) 1.~2.(省略)</p> <p>第 2 章 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 28 条(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) 1.~2.(省略)</p> <p>第 29 条(休眠預金等代替金に関する取り扱い) 1.~4.(省略)</p> <p>第 30 条(規定の変更等) 1.~2.(省略)</p> <p>第 2 章 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>定期性総合口座規定 1.~6.(省略)</p> <p>7.(預金等の払い戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払い戻しまたはこの定期預金等の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章(削除)により記名押印(削除)して、この通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。なお、定期積金を解約するときは定期積金掛込帳(以下「掛込帳」という。)も提出してください。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>8.(省略)</p> <p>9.(当座貸越)</p> <p>(1) <u>当座貸越については、当金庫所定の条件に合致する場合のみ利用することができます。</u></p> <p>(2) <u>普通預金について、その残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金残高を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうち払い戻しまたは自動支払いします。</u></p> <p>(3) <u>前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の預積金残高の合計額の 90%(千円未満は切り捨てます。)または 1,000 万円のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の定期性預金・担保明細欄に表示します。</u></p> <p>(4) <u>この取引の預積金には最高 1,112 万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、この預積金が数口ある場合には、第 10 条(1)①で規定する貸越利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には、預入日(継続された場合はその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。</u></p> <p>(5) <u>第 2 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充てます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済に充てます。</u></p>	<p>定期性総合口座規定 1.~6.(省略)</p> <p>7.(預金等の払い戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払い戻しまたはこの定期預金等の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、この通帳とともに提出(追加)してください。なお、定期積金を解約するときは定期積金掛込帳(以下「掛込帳」という。)も提出してください。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>8.(省略)</p> <p>9.(当座貸越) (追加)</p> <p>(1) <u>普通預金について、その残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金残高を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうち払い戻しまたは自動支払いします。</u></p> <p>(2) <u>前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の預積金残高の合計額の 90%(千円未満は切り捨てます。)または 1,000 万円のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の定期性預金・担保明細欄に表示します。</u></p> <p>(3) <u>この取引の預積金には最高 1,112 万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、この預積金が数口ある場合には、第 10 条(1)①で規定する貸越利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には、預入日(継続された場合はその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。</u></p> <p>(4) <u>第 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充てます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済に充てます。</u></p>

変更後	変更前
<p>(6) 貸越金の担保となっているこの預積金について解約または(仮)差押があった場合には、その解約または(仮)差押にかかるこの預積金の全額を除外して残りの預積金につき第 3 項に規定する極度額を算定しなおし、第 4 項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。</p> <p>10.~11.(省略)</p> <p>12.(印鑑照合等)</p> <p>(1)この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届け出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 22 条により補てんを請求することができます。</p> <p>13.~14.(省略)</p> <p>15.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)前 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ</p>	<p>(5) 貸越金の担保となっているこの預積金について解約または(仮)差押があった場合には、その解約または(仮)差押にかかるこの預積金の全額を除外して残りの預積金につき第 2 項に規定する極度額を算定しなおし、第 3 項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。</p> <p>10.~11.(省略)</p> <p>12.(印鑑照合等)</p> <p>(追加)この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届け出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 22 条により補てんを請求することができます。</p> <p>13.~14.(省略)</p> <p>15.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ</p>

変更後	変更前
<p>が合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>16.～21.(省略)</p> <p>22.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第12条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>23.(未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座の範囲</p> <p>① 預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)が2年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</p> <p>② 前号の口座のうち、通帳および届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。</p> <p>(2)未利用口座管理手数料</p> <p>① 口座が未利用口座に該当する場合は、第2号から第7号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>② 未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</p> <p>③ 前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>④ 前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。</p> <p>⑤ 前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。</p> <p>⑥ 前号により解約した口座の再利用はできません。</p> <p>⑦ 第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</p>	<p>が合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>16.～21.(省略)</p> <p>22.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第12条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>ア. 未利用口座の残高が 10,000 円以上の場合。</p> <p>イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</p> <p>ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>24.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1)～(2)(省略)</p> <p>25.(休眠預金等代替金に関する取り扱い) (1)～(4)(省略)</p> <p>26.(規定の変更等) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>23.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1)～(2)(省略)</p> <p>24.(休眠預金等代替金に関する取り扱い) (1)～(4)(省略)</p> <p>25.(規定の変更等) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>普通預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の払い戻し)</p> <p>(1)この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印鑑(削除)により記名押印(削除)してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>(2)～(4)(省略)</p> <p>6.～8.(省略)</p> <p>9.(印鑑照合等)</p> <p>(1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第 16 条により補てんを請求することができます。</p> <p>10.～11.(省略)</p> <p>12.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、</p>	<p>普通預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の払い戻し)</p> <p>(1)この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印鑑(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出(追加)してください。</p> <p>(2)～(4)(省略)</p> <p>6.～8.(省略)</p> <p>9.(印鑑照合等)</p> <p>(追加)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第 16 条により補てんを請求することができます。</p> <p>10.～11.(省略)</p> <p>12.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p><u>当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>13.～15.(省略)</p> <p>16.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) <u>前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 9 条第 1 項および第 2 項にかかわらず補てんするものとします。</u></p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>17.(未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座の範囲</p> <p>① <u>預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)が 2 年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</u></p> <p>② <u>前号の口座のうち、通帳および届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。</u></p> <p>(2)未利用口座管理手数料</p> <p>① <u>口座が未利用口座に該当する場合は、第 2 号から第 7 号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>② <u>未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</u></p> <p>③ <u>前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>④ <u>前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等に</u></p>	<p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>13.～15.(省略)</p> <p>16.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) <u>前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 9 条本文にかかわらず補てんするものとします。</u></p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>よらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料をご返却いたしません。</p> <p>⑤ 前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとしします。</p> <p>⑥ 前号により解約した口座の再利用はできません。</p> <p>⑦ 第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</p> <p>ア. 未利用口座の残高が10,000円以上の場合。</p> <p>イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</p> <p>ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>18.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1)～(2)(省略)</p> <p>19.(休眠預金等代替金に関する取り扱い) (1)～(4)(省略)</p> <p>20.(規定の変更等) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>17.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1)～(2)(省略)</p> <p>18.(休眠預金等代替金に関する取り扱い) (1)～(4)(省略)</p> <p>19.(規定の変更等) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>貯蓄預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の払い戻し)</p> <p>(1)この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章(削除)により記名押印(削除)してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>(2)(省略)</p> <p>6.～9.(省略)</p> <p>10.(印鑑照合等)</p> <p>(1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。</p>	<p>貯蓄預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の払い戻し)</p> <p>(1)この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出(追加)してください。</p> <p>(2)(省略)</p> <p>6.～9.(省略)</p> <p>10.(印鑑照合等)</p> <p>(追加)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。</p>

変更後	変更前
<p>11.～12.(省略)</p> <p>13.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>14.～16.(省略)</p> <p>17.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第10条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>18.(未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座の範囲</p> <p>① <u>預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(当該預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)が2年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</u></p> <p>② <u>前号の口座のうち、通帳および届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座と</u></p>	<p>11.～12.(省略)</p> <p>13.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>14.～16.(省略)</p> <p>17.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>して取り扱います。</p> <p>(2)未利用口座管理手数料</p> <p>① 口座が未利用口座に該当する場合は、第 2 号から第 7 号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>② 未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</p> <p>③ 前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>④ 前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。</p> <p>⑤ 前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとしします。</p> <p>⑥ 前号により解約した口座の再利用はできません。</p> <p>⑦ 第 3 号にかかわらず、第 1 項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第 2 号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</p> <p>ア. 未利用口座の残高が 10,000 円以上の場合。</p> <p>イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</p> <p>ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>19.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1)～(2)(省略)</p> <p>20.(休眠預金等代替金に関する取り扱い) (1)～(4)(省略)</p> <p>21.(規定の変更等) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>18.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1)～(2)(省略)</p> <p>19.(休眠預金等代替金に関する取り扱い) (1)～(4)(省略)</p> <p>20.(規定の変更等) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>納税準備預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の払い戻し)</p> <p>(1)この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付に充てる場合に限り払い戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めるときは租税納付以外の目的でも払い戻しができます。</p> <p>(2)この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章(削除)により記名押印(削除)してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>(3)～(5)(省略)</p> <p>6.～9.(省略)</p> <p>10.(印鑑照合等)</p> <p>(1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないも</p>	<p>納税準備預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の払い戻し)</p> <p>(1)この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付に充てる場合に限り払い戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めるときは租税納付以外の目的でも払い戻しができます。</p> <p>(2)この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出(追加)してください。</p> <p>(3)～(5)(省略)</p> <p>6.～9.(省略)</p> <p>10.(印鑑照合等)</p> <p>(追加)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ない</p>

変更後	変更前
<p>のと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届その他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p><u>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)</u>は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。</p> <p>11.~12.(省略)</p> <p>13.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p><u>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>14.~16.(省略)</p> <p>17.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第10条第1項および第2項</p>	<p>ものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(追加)なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)</u>は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、第17条により補てんを請求することができます。</p> <p>11.~12.(省略)</p> <p>13.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>14.~16.(省略)</p> <p>17.(盗難通帳による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第10条本文にかかわらず補</p>

変更後	変更前
<p>にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p><u>18.(未利用口座および未利用口座管理手数料)</u></p> <p><u>(1)未利用口座の範囲</u></p> <p>① <u>預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動(当該預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除く。以下、本条において同じ。)</u>が2年以上ない口座を未利用口座として取り扱います。</p> <p>② <u>前号の口座のうち、通帳および届け出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。</u></p> <p><u>(2)未利用口座管理手数料</u></p> <p>① <u>口座が未利用口座に該当する場合は、第2号から第7号までの要領で当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>② <u>未利用口座となった場合、届け出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</u></p> <p>③ <u>前号の通知を発信してもなお、通知に記載された期限までに預け入れまたは払い戻し等による口座残高の異動がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p>④ <u>前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引き落とすことができるものとし、引き落としした当該手数料はご返却いたしません。</u></p> <p>⑤ <u>前号の引き落とし時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。</u></p> <p>⑥ <u>前号により解約した口座の再利用はできません。</u></p> <p>⑦ <u>第3号にかかわらず、第1項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</u></p> <p><u>ア. 未利用口座の残高が10,000円以上の場合。</u></p> <p><u>イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</u></p> <p><u>ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</u></p> <p><u>19.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)</u></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p><u>20.(休眠預金等代替金に関する取り扱い)</u></p> <p>(1)～(4)(省略)</p> <p><u>19.(規定の変更等)</u></p> <p>(1)～(2)(省略)</p>	<p>てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>18.(休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)</u></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p><u>19.(休眠預金等代替金に関する取り扱い)</u></p> <p>(1)～(4)(省略)</p> <p><u>20.(規定の変更等)</u></p> <p>(1)～(2)(省略)</p>

変更後	変更前
以上	以上
<p>定期預金共通規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>6.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。</p> <p>① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>③ <u>証書によるものであっても、当金庫が認めたときには、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの証書とともに提出することにより、第 2 号に定める記名押印を省略することができます。</u></p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>(8) <u>第 5 項および第 6 項に該当しない場合であっても、当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。その場合は、次の手続きによるものとします。</u></p> <p>① <u>当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に</u></p>	<p>定期預金共通規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)</u>一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>(追加)</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>6.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。</p> <p>① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出<u>(追加)</u>してください。</p> <p>② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出<u>(追加)</u>してください。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>通知します。</p> <p>② 当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</p> <p>③ 前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</p> <p>④ 解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、証書によるものは証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出し、通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>7.(省略)</p> <p>8.(印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届けその他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>(3) 預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 12 条により補てんを請求することができます。</p> <p>9.~11.(省略)</p> <p>12.(盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた</p>	<p>7.(省略)</p> <p>8.(印鑑照合)</p> <p>(追加) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加) なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 12 条により補てんを請求することができます。</p> <p>9.~11.(省略)</p> <p>12.(盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた</p>

変更後	変更前
<p>日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第8条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略) 13.～15.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第8条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略) 13.～15.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>通知預金規定 1.～5.(省略) 6.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>7.(預金の解約)</p> <p>(1)この預金を解約するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。</p> <p>① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>③ 証書によるものであっても、当金庫が認めたときには、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの証書とともに提出することにより、第2号に定める記名押印を省略することができ</p>	<p>通知預金規定 1.～5.(省略) 6.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>7.(預金の解約)</p> <p>(1)この預金を解約するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。</p> <p>① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出(追加)してください。</p> <p>② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出(追加)してください。</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>ます。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p> <p>8.(省略)</p> <p>9.(印鑑照合)</p> <p>(1)証書、払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、<u>本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届けその他の書類についても同様の取り扱いとします。</u></p> <p>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額に相当する金額について、第13条により補てんを請求することができます。</p> <p>10.～12.(省略)</p> <p>13.(盗難通帳・証書を用いた解約による払戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第9条第1項および第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>10.～12.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(2)～(5)(省略)</p> <p>8.(省略)</p> <p>9.(印鑑照合)</p> <p>(追加)証書、払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額に相当する金額について、第13条により補てんを請求することができます。</p> <p>10.～12.(省略)</p> <p>13.(盗難通帳・証書を用いた解約による払戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第9条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>10.～12.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定</p> <p>1.～8.(省略)</p> <p>9.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部また</p>	<p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定</p> <p>1.～8.(省略)</p> <p>9.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一</p>

変更後	変更前
<p>は一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する積金契約者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>10.(解約)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)この積金を解約するときは、それぞれ次のとおり取り扱い、当店に提出してください。ただし、当金庫所定の条件に合致する場合は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも解約ができます。</p> <p>① <u>通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</u></p> <p>② <u>証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。</u></p> <p>③ <u>証書によるものであっても、当金庫が認めたときには、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの証書とともに提出することにより、第2号に定める記名押印を省略することができます。</u></p> <p>(3)～(6)(省略)</p> <p>(7) <u>第4項および第5項に該当しない場合であっても、当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。その場合は、次の手続きによるものとします。</u></p> <p>① <u>当金庫は積金契約者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。</u></p> <p>② <u>当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの積金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③ <u>前号にて解約した積金の残高および利息について</u></p>	<p>部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>10.(解約)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)この積金を解約するときは、それぞれ次のとおり取り扱い、当店に提出してください。ただし、当金庫所定の条件に合致する場合は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも解約ができます。</p> <p>① <u>通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出(追加)してください。</u></p> <p>② <u>証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出(追加)してください。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(3)～(6)(省略)</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>は、この積金の取引店と同一店舗において、積金契約者の普通預金取引がある場合、この普通預金口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</p> <p>④ 解約した積金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、証書によるものは証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出し、通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この積金とともに支払います。</p> <p>11.(省略)</p> <p>12.(印鑑照合)</p> <p>(1) 証書、払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届けその他の書類についても同様の取り扱いとします。</p> <p>(3) 積金契約者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第 16 条により補てんを請求することができます。</p> <p>13.(省略)</p> <p>14.(成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p> <p>15.(省略)</p> <p>16.(盗難証書・通帳を用いた解約による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 12 条第 1 項およ</p>	<p>11.(省略)</p> <p>12.(印鑑照合)</p> <p>(追加) 証書、払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加) なお、積金契約者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第 16 条により補てんを請求することができます。</p> <p>13.(省略)</p> <p>14.(成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p> <p>15.(省略)</p> <p>16.(盗難証書・通帳を用いた解約による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 11 条本文にかか</p>

変更後	変更前
<p>び第2項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>17.～18.(省略)</p> <p>19.(規定の変更等)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>なお、第16条にいう積金契約者の重大な過失または過失となりうるのは、次のような場合が考えられます。</p> <p>1.～2.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>わらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>17.～18.(省略)</p> <p>19.(規定の変更等)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>なお、第16条にいう預金者の重大な過失または過失となりうるのは、次のような場合が考えられます。</p> <p>1.～2.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>積金ファンド定期預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)定期積金・積金ファンド定期積金共通規定第10条第4項各号、および第5項各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>(4)(省略)</p> <p>6.(共通規定の準用)</p> <p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定第1条、第9条、第10条7項、および第11条から第18条までの規定は、この預金にも適用されるものとします。</p> <p>7.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>積金ファンド定期預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)定期積金・積金ファンド定期積金共通規定第10条第3項各号、および第4項各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>(4)(省略)</p> <p>6.(共通規定の準用)</p> <p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定第1条、第9条、<u>(追加)</u>および第11条から第18条までの規定は、この預金にも適用されるものとします。</p> <p>7.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1.～6.(省略)</p> <p>7.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、<u>在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)</u>一部を制限する場合があります。</p>	<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1.～6.(省略)</p> <p>7.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)</u>一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)</u>一部を制限する場合があります。</p>

変更後	変更前
<p>(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>8.(預金の解約、書替継続) (1)～(6)(省略)</p> <p>(7)第4項および第5項に該当しない場合であっても、当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとし、その場合は、次の手続きによるものとし、</p> <p>① 当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。</p> <p>② 当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</p> <p>③ 前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</p> <p>④ 解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、「契約の証」裏面の受取欄に、届け出の印章により記名押印して、当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(8)(省略) (9)(省略) 9～15.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>8.(預金の解約、書替継続) (1)～(6)(省略) (追加)</p> <p>(7)(省略) (8)(省略) 9～15.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>財産形成住宅預金規定 1.～5.(省略) 6.(取引の制限等) (1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。 (2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>	<p>財産形成住宅預金規定 1.～5.(省略) 6.(取引の制限等) (1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。 (追加)</p>

変更後	変更前
<p>(3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>7.(預金の解約) (1)～(6)(省略)</p> <p>(7) 第 4 項および第 5 項に該当しない場合であっても、<u>当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。その場合は、次の手続きによるものとします。</u></p> <p>① <u>当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。</u></p> <p>② <u>当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③ <u>前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</u></p> <p>④ <u>解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、「契約の証」裏面の受取欄に、届け出の印章により記名押印して、当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>8.～19.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)</u>一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>7.(預金の解約) (1)～(6)(省略) (追加)</p> <p>8.～19.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>財産形成年金預金規定</p> <p>1.～5.(省略)</p> <p>6.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。</p> <p>(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在</p>	<p>財産形成年金預金規定</p> <p>1.～5.(省略)</p> <p>6.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の<u>(追加)</u>一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p><u>留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>7.(預金の解約) (1)～(6)(省略)</p> <p>(7) 第4項および第5項に該当しない場合であっても、<u>当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。その場合は、次の手続きによるものとします。</u></p> <p>① <u>当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。</u></p> <p>② <u>当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③ <u>前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</u></p> <p>④ <u>解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、「契約の証」裏面の受取欄に、届け出の印章により記名押印して、当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>8.～20.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>7.(預金の解約) (1)～(6)(省略) (追加)</p> <p>8.～20.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認</p>	<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認</p>

変更後	変更前
<p>や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>6.(預金の解約、書替継続) (1)～(6)(省略)</p> <p>(7) <u>第4項および第5項に該当しない場合であっても、当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。その場合は、次の手続きによるものとします。</u></p> <p>① <u>当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。</u></p> <p>② <u>当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率(通帳または証書記載の利率)によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③ <u>前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座へ入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。</u></p> <p>④ <u>解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、「契約の証」裏面の受取欄に、届け出の印章により記名押印して、当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>7.～13.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>6.(預金の解約、書替継続) (1)～(6)(省略)</p> <p>(追加)</p> <p>7.～13.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

変更後	変更前
<p>譲渡性預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>6.(預金の解約)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に届け出の印章により記名押印して証書表面に記載の取扱店に提出してください。ただし、当金庫が認めたときには、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの証書とともに提出することにより、証書裏面への記名押印を省略することができます。</p> <p>(3)～(5)(省略)</p> <p>7.(省略)</p> <p>8.(印鑑照合)</p> <p>(1)この証書、払戻請求書、譲渡通知書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)前項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届けその他の書類についても</p>	<p>譲渡性預金規定</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.(取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の(追加)一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>6.(預金の解約)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に届け出の印章により記名押印して証書表面に記載の取扱店に提出してください。(追加)</p> <p>(3)～(5)(省略)</p> <p>7.(省略)</p> <p>8.(印鑑照合)</p> <p>(追加)この証書、払戻請求書、譲渡通知書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<p>同様の取り扱いとします。</p> <p>(3)預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額に相当する金額について、第 12 条により補てんを請求することができます。</p> <p>9.~11.(省略)</p> <p>12.(盗難証書を用いた解約による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 8 条第 1 項および第 2 項にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)~(7)(省略)</p> <p>13.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(追加)なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額に相当する金額について、第 12 条により補てんを請求することができます。</p> <p>9.~11.(省略)</p> <p>12.(盗難証書を用いた解約による払い戻し等)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を第 8 条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)~(7)(省略)</p> <p>13.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>